

令和6年度集團指導

訪問入浴介護

説明資料

令和6年11月

前橋市福祉部指導監査課

目次

1 令和6年度基準改正事項（訪問入浴介護）	- 1 -
(1) 訪問系サービスにおける認知症専門ケア加算の見直し	- 1 -
(2) 訪問入浴介護における看取り対応体制の評価	- 2 -

1 令和6年度基準改正事項（訪問入浴介護）

訪問入浴介護に係る主な基準の改正事項を掲載します。各サービスに共通する改正事項については別添の「共通説明資料」をご確認ください。

(1) 訪問系サービスにおける認知症専門ケア加算の見直し

概要	【訪問介護、訪問入浴介護★、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護】
○ 訪問系サービスにおける認知症専門ケア加算について、認知症高齢者の重症化の緩和や日常生活自立度Ⅱの者に対して適切に認知症の専門的ケアを行うことを評価する観点から、利用者の受入れに関する要件を見直す。 【告示改正】	
単位数	
<現行> 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3単位/日※ 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4単位/日※	▶ <改定後> 変更なし 変更なし
※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護（Ⅱ）については、認知症専門ケア加算（Ⅰ）90単位/月、認知症専門ケア加算（Ⅱ）120単位/月	
算定要件等	
<認知症専門ケア加算（Ⅰ）> ア 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が利用者の2分の1以上 イ 認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置 ウ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者に対して、専門的認知症ケアを実施した場合 エ 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催	
<認知症専門ケア加算（Ⅱ）> ア 認知症専門ケア加算（Ⅰ）のイ・エの要件を満たすこと イ <u>認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の20以上</u> ウ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的認知症ケアを実施した場合 エ 認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施 オ 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定	

補足

認知症高齢者の日常生活自立度の決定に当たっては、医師の判定結果又は主治医意見書を用いて、居宅サービス計画又は各サービスの計画に記載することとする。なお、複数の判定結果がある場合には、最も新しい判定を用いる。

医師の判定が無い場合は、「要介護認定等の実施について」に基づき、認定調査員が記入した同通知中「2(4)認定調査員」に規定する「認定調査票」の「認定調査票（基本調査）」7の「認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載を用いるものとする。

これらについて、介護支援専門員はサービス担当者会議などを通じて、認知症高齢者の日常生活自立度も含めて情報を共有することとなる。

【介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）問18参考】

(2) 訪問入浴介護における看取り対応体制の評価

概要	【訪問入浴介護】
○ 訪問入浴介護における看取り期の利用者へのサービス提供について、その対応や医師・訪問看護師等の多職種との連携体制を推進する観点から、事業所の看取り対応体制の整備を評価する新たな加算を設ける。【告示改正】	
単位数	
<現行> なし	<改定後> 看取り連携体制加算 64単位/回 (新設) ※死亡日及び死亡日以前30日以下に限る。
算定要件等	
○ 利用者基準 イ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。 ロ 看取り期における対応方針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等利用者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上でサービスを受けている者を含む。）であること。 ○ 事業所基準 イ 病院、診療所又は訪問看護ステーション（以下「訪問看護ステーション等」という。）との連携により、利用者の状態等に応じた対応ができる連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて当該訪問看護ステーション等により訪問看護等が提供されるよう訪問入浴介護を行う日時を当該訪問看護ステーション等と調整していること。 ロ 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して、当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていること。 ハ 看取りに関する職員研修を行っていること。	